

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和7年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年9月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和4年9月～ 制度内容等について社内掲示などにより社員に周知
- 令和4年10月～ 管理者を対象とした研修の実施